

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年10月10日（平成30年（行個）諮問第178号）

答申日：平成30年12月7日（平成30年度（行個）答申第144号）

事件名：特定法人等が特定税務署に法定調書として提出した本人に係る給与所得の源泉徴収票の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定法人A、特定法人B及び特定個人が特定税務署に法定調書として提出した平成20年分及び平成21年分給与所得の源泉徴収票に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月5日付け総情e第39号及び同第40号により広島国税局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び審査請求書の補正書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、審査請求書に添付された資料の内容は省略する。）。

本件開示請求は全て本人の給与の水増しに関わる書面であるため

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、広島国税局長（処分庁）に対して、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求について、平成30年4月5日付け総情e第39号及び同第40号により、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、事業を営む特定の法人及び個人が、給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出した事実の有無が明らかになるため、法14条3号イに規定する不開示情報が明らかとなることを理由として、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する旨の各不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、平成30年7月30日付けの「審査請求書

の補正書」において、審査請求の趣旨を「この開示請求は本人の給与のみならずましかかわる書面である為」としているが、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めている審査請求として、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 給与所得の源泉徴収票について

給与所得の源泉徴収票は、国税当局が課税標準の的確な把握を行い適正・公平な課税を実現できるように、給与等の支払をする者にその年において支払の確定した給与所得の源泉徴収票の作成及び税務署への提出を義務付けているものである。具体的には、所得税法226条に基づき、その年において支払の確定した給与について一定の支払をする者が、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに当該支払に関する給与所得の源泉徴収票を、支払を受けた者の各人別に作成し、所轄税務署に提出するものである。

このうち、所得税法226条1項に基づく給与所得の源泉徴収票には支払を受ける者の住所、氏名、生年月日、支払金額、源泉徴収税額などが記載されて提出される。

ただし、法令上、一定の支払金額以下の場合には、その提出を要しないとされている。

こうした制度の下、給与所得の源泉徴収票については、毎年2千万枚程度が国税当局に提出されており、その他の支払調書等の各種資料情報とともに、納税者が提出した申告書等の内容が適正かどうかを確認するための資料として活用されており、国税当局では、申告漏れ等の誤りがある場合には、必要に応じて調査を実施するなどして是正を行い、適正・公平な課税の実現に努めているところである。

(2) 法14条7号柱書き及びイ並びに17条について

法14条7号は、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定し、同号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

法17条は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(3) 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について

本件対象保有個人情報とは、特定法人又は特定個人が税務署に提出した給与所得の源泉徴収票に係る保有個人情報であり、その存否を答えることは、国税当局が当該源泉徴収票を保有しているか否かという事実（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなり、申告内容等の適否の審査を行うための材料を保有しているか否かという手の内を明かす結果となる。これにより、納税者において、国税当局が同人に係る給与所得を把握しているか否かを容易に知ることができ、国税当局が資料情報を保有している場合にのみこれに係る収入を申告し、国税当局がこれを保有していない場合には申告しないといった課税逃れの行為を助長するおそれがある。

また、納税者本人に係る給与所得の源泉徴収票に関する開示請求に対して逐一答えていくとした場合には、税務調査の手の内が明らかとなり、ひいては源泉徴収票を含む支払調書制度の運用を阻害し、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

これらにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にされる等のほか、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

3 結語

以上のことから、本件開示請求については、法14条3号イについて検討するまでもなく、本件存否情報を答えるだけで、法14条7号柱書き及びイの不開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月22日 審議
- ④ 同年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで法14条3号イの不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は、原処分に対し、上記第2の2のとおり主張し、これは、要するに原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は不開示理由に法14条7号柱書き及びイを

追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報¹の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報は、特定法人 A、特定法人 B 及び特定個人が特定税務署に法定調書として提出した平成 20 年分及び平成 21 年分の給与所得の源泉徴収票に記録された保有個人情報であり、その存否を答えることは、国税当局が当該源泉徴収票を保有しているという事実の有無（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。
そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。
- (2) 所得税法 226 条によれば、国内において給与等の一定の支払をする者は、その給与等の支払を受ける者の各人別にその支払に関する源泉徴収票を作成し、その支払の確定した日の属する年の翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出しなければならないとされている。なお、所得税法施行規則により、源泉徴収票の様式や記載内容が定められているほか、一定の金額以下の支払に係るものについてはその提出を要しないこととされている。
- (3) 諮問庁は、上記第 3 の 2 (1) において、給与所得の源泉徴収票は、国税当局が課税標準の的確な把握を行い適正・公平な課税を実現できるように、給与等の支払をする者にその作成及び提出が義務付けられているもので、毎年 2 千万枚程度が国税当局に提出されており、国税当局ではその他の支払調書等の各種資料情報とともに、納税者が提出した申告書等の内容が適正かどうかを確認するための資料として活用され、申告漏れ等の誤りがある場合には、必要に応じて調査を実施するなどして是正を行い、適正・公平な課税の実現に努めているところである旨説明する。
- (4) 以上を踏まえて検討するに、源泉徴収票は、給与等の支払をした者を提出義務者とすることにより、当該支払を受けた者に対して適正申告の促進効果をもたらすものでもあり、国税当局において当該支払を受けた者の申告が適正なものであるかどうかを確認するための重要な手掛かりとなるものであり、税務調査の対象者の選定に活用されるものであることからすれば、国税当局において特定の納税者に係る源泉徴収票を保有しているか否かという事実が明らかとなった場合には、国税当局が申告内容の適否の審査を行う対象者本人に対して、審査の材料を持っているかどうかという手の内を明かす結果となるものであると認められる。特に、国税当局が特定の納税者に係る源泉徴収票を保有していない場合、当該納税者本人に対してその旨を答えたときには、当該納税者においては、同人に係る源泉徴収票が税務署に提出されていないという事実が明らかとなり、国税当局が同人に係る特定の給与所得を把握して

いないことを容易に推察し得ることとなると認められる。

そして、無申告事例や過少申告事例がみられることなど、税法が規定する義務が必ずしも履行されているとは限らない現実に鑑みれば、仮にこのように納税者本人に係る給与所得の源泉徴収票の開示請求に対して存否を答えるという運用を行うとすると、申告内容等の適否の審査を行うための材料を保有しているか否かという手の内を明かすことになり、その結果、納税者において、国税当局が同人に係る給与所得を把握しているか否かを容易に知ることができ、国税当局が源泉徴収票を保有している場合にのみこれに係る収入を申告し、国税当局がこれを保有していない場合には申告しないといった課税逃れの行為を助長するおそれがあり、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとする諮問庁の説明は、首肯できる。

このことは、本件においても否定し難い。

- (5) したがって、本件存否情報は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められることから、本件対象保有個人情報存否を答えるだけで、同号イの不開示情報を開示することとなるため、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条3号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁が同号イ並びに7号柱書き及びイに該当することからその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同号イに該当すると認められるので、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子